別表第１備考三(4)「457」の項から「Y495」の項までを次のように改める。

「457」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器					単一容器又は複合容器		
	内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量		外装容器	包装物当たりの許容質量		容器の種類
			旅客機	旅客機以外の航空機		旅客機	旅客機以外の航空機	
3241	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	25kg	50kg	1A1，1A2，1B1，1B2，1D，1G，1H1，1H2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H2，4N	25kg	50kg	1A1，1A2，1B1，1B2，1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，複合容器
	プラスチック製容器	1kg						
	プラスチック袋	1kg						

㈱　容器及び包装は、等級が２の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y457」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器				
	内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
3241	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	5kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱
	プラスチック製容器	0.5kg			
	プラスチック袋	0.5kg			

㈱１）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

２）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

３）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「458」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3270	1kg	15kg	1B2，1G，1N2，1H2，1A2，3B2，3H2，3A2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2，4N

㈱　容器及び包装は、等級が２の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y458」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
3270	1kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱

㈱１）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

２）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

３）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「459」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器					
	内装容器	内装容器当たりの許容容量又は許容質量		包装物当たりの許容容量又は許容質量		外装容器
		旅客機	旅客機以外の航空機	旅客機	旅客機以外の航空機	
液体						1D，1G，1H1，1H2，3H1，3H2，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2
3223	プラスチック製容器	0.5ℓ	1ℓ	5ℓ	10ℓ	
3225	プラスチック製容器	0.5ℓ	1ℓ	5ℓ	10ℓ	
3227	プラスチック製容器	1ℓ	2.5ℓ	10ℓ	25ℓ	
3229	プラスチック製容器	1ℓ	2.5ℓ	10ℓ	25ℓ	
固体						
3224	プラスチック製容器	0.5kg	1kg	5kg	10kg	
	プラスチック袋	0.5kg	1kg	5kg	10kg	
3226	プラスチック製容器	0.5kg	1kg	5kg	10kg	
	プラスチック袋	0.5kg	1kg	5kg	10kg	